

## 騒音・振動監視要綱

### 1 目的

この要綱は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第18条及び第21条の2、振動規制法（昭和51年法律第64号）第19条、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第19条並びに市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第10条の規定に基づき、騒音・振動の監視を適切かつ円滑に実施することを目的とする。

### 2 監視の対象

騒音・振動の監視対象は、自動車、一般環境、新幹線鉄道、在来鉄道及び航空機とする。

### 3 実施機関

環境局地域環境対策部大気環境対策課(以下「本庁」という。)

環境局地域環境対策部環境科学調査センター(以下「センター」という。)

西・港・南・名東保健福祉センター公害対策課(以下「公害対策課」という。)

### 4 監視の種類及び実施機関

騒音・振動の監視として、次の各号に掲げる監視又は調査を実施する。

#### (1) 定期監視

定期監視は、騒音・振動の環境基準等の達成状況を経年的に明らかにするために実施する。

測定地点等の詳細については、原則として、毎年度同一地点及び同一時期に行うものとし、本庁及びセンターで協議し決定する。

表1 定期監視測定一覧表

| 監視対象    | 内容    | 測定地点                     | 時期  | 実施機関    |
|---------|-------|--------------------------|-----|---------|
| ア 自動車   | 騒音    | 主要幹線道路の敷地の境界線            | 秋～春 | 本庁(委託)  |
| イ 新幹線鉄道 | 騒音・振動 | 近接軌道中心から25m <sup>注</sup> | 秋   | 本庁・センター |
| ウ 航空機   | 騒音    | 県営名古屋空港近傍                | 冬   | 本庁      |

注 新幹線鉄道に関して実態監視を実施する年度は、実態監視と併せて測定を実施し、測定地点は近接軌道中心から12.5m、25m及び50mとする。

#### (2) 第2次及び3次自動車騒音優先対策マップ現況調査

第2次及び3次自動車騒音優先対策マップ（以下、「マップ」という。）現況調査はマップの進捗状況を把握するために、本庁が委託により実施する。

調査地点についてはマップの対象区間であり、(1)の定期監視により現況が確認できない区間において実施するものとする。

### (3) 実態監視

実態監視は、騒音・振動の状況を広域的にきめ細かく把握するために、毎年度、監視の対象を変えて実施する。

調査方法については、本庁が実施の手引きを策定し、公害対策課と協議のうえ決定する。公害対策課は、実施の手引きに従い、原則として、表2に掲げる年度において担当区内の調査を実施する。

表2 実態監視測定一覧表

| 監視対象 |                     | 内容    | 測定地点                   | 年度 <sup>注2</sup> | 実施機関     |
|------|---------------------|-------|------------------------|------------------|----------|
| ア    | 自動車                 | 騒音・振動 | 一般市道・一般県道の敷地の境界線       | R09              | 公害対策課    |
| イ    | 自動車                 | 騒音・振動 | 国道・主要県道市道の敷地の境界線       | R10              | 公害対策課    |
| ウ    | 一般環境                | 騒音    | 主要幹線道路から1ブロック以上離れた地点   | R06              | 公害対策課    |
| エ    | 新幹線鉄道 <sup>注1</sup> | 騒音・振動 | 近接軌道中心から12.5m、25m及び50m | R07              | 本庁・公害対策課 |
| オ    | 在来鉄道                | 騒音・振動 | 近接軌道中心から12.5m及び25m     | R08              | 公害対策課    |

注1 新幹線鉄道に関して実態監視を実施する年度は、名東保健福祉センター公害対策課は定期監視及び実態監視の測定に協力するものとする。

注2 令和11年度以降は、表2に掲げる順に監視対象を変え、順次実施する。

### (4) 追跡調査

(3)の実態監視において、環境基準等を超過し、かつ、著しく悪化した地点については、経年的に状況を把握するために本庁が調査を実施する。

## 5 結果報告・公表

(1) センターは、4(1)イの監視結果について、実施後すみやかに本庁に報告する。

(2) 公害対策課は、4(3)の監視結果について、実施の手引きに従い本庁に報告する。

(3) 本庁は、4(1)から(4)までの結果を整理し、すみやかに公表する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
(騒音・振動監視基準の廃止)
- 2 騒音・振動監視基準(平成 20 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【参考1】

監視対象別基準等一覧（騒音）

| 監視対象 |       | 基準等  | 根拠   | 測定マニュアル等                       |
|------|-------|------|--|--------------------------------|
| ア    | 自動車   | 要請限度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法第17条</li> <li>騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令<br/>平成12年3月2日総理府令第15号<br/>最終改正：令和2年3月30日<br/>環境省令第9号</li> </ul> | 自動車騒音常時監視マニュアル<br>(平成27年10月)   |
|      |       | 環境基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音に係る環境基準について<br/>平成10年9月30日環境庁告示第64号<br/>最終改正：令和2年3月30日<br/>環境省告示第35号</li> </ul>   |                                |
| イ    | 一般環境  | 環境基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音に係る環境基準について<br/>平成10年9月30日環境庁告示第64号<br/>最終改正：令和2年3月30日<br/>環境省告示第35号</li> </ul>   | 騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年10月)    |
| ウ    | 新幹線鉄道 | 環境基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>新幹線鉄道騒音に係る環境基準について<br/>昭和50年7月29日環境庁告示第46号<br/>最終改正：平成12年12月14日<br/>環境庁告示第78号</li> </ul>                                      | 新幹線鉄道騒音測定評価マニュアル<br>(平成27年10月) |
| エ    | 在来鉄道  | 指針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針<br/>平成7年12月20日環大一第174号</li> </ul>  | 在来鉄道騒音測定マニュアル<br>(平成27年10月)    |
| オ    | 航空機   | 環境基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>航空機騒音に係る環境基準について<br/>昭和48年12月27日環境庁告示第154号<br/>最終改正：平成19年12月17日<br/>環境庁告示第114号</li> </ul>                                     | 航空機騒音測定・評価マニュアル<br>(令和2年3月)    |

監視対象別基準等一覧（振動）

| 監視対象 |       | 基準等  | 根拠   | 測定マニュアル等              |
|------|-------|------|--|-----------------------|
| ア    | 自動車   | 要請限度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>振動規制法第16条</li> <li>振動規制法施行規則第12条</li> </ul>               | 道路交通振動測定マニュアル(令和4年6月) |
| イ    | 新幹線鉄道 | 指針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について<br/>昭和51年3月12日環大特第32号</li> </ul> | 同左                    |
| ウ    | 在来鉄道  | —    | —  | (新幹線を準用)              |

**【騒音規制法】**

(常時監視)

第十八条 都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。)は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(騒音の測定)

第二十一条の二 市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

**【振動規制法】**

(振動の測定)

第十九条 市町村長は、指定地域について、振動の大きさを測定するものとする。

**【名古屋市環境基本条例】**

(調査研究等)

第19条 市は、環境を保全するための施策の策定に必要な調査及び研究を行うとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等を実施するものとする。

**【市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例】**

(常時監視等)

第10条 市長は、市域における大気汚染、水質汚濁等の状況を常時監視しなければならない。

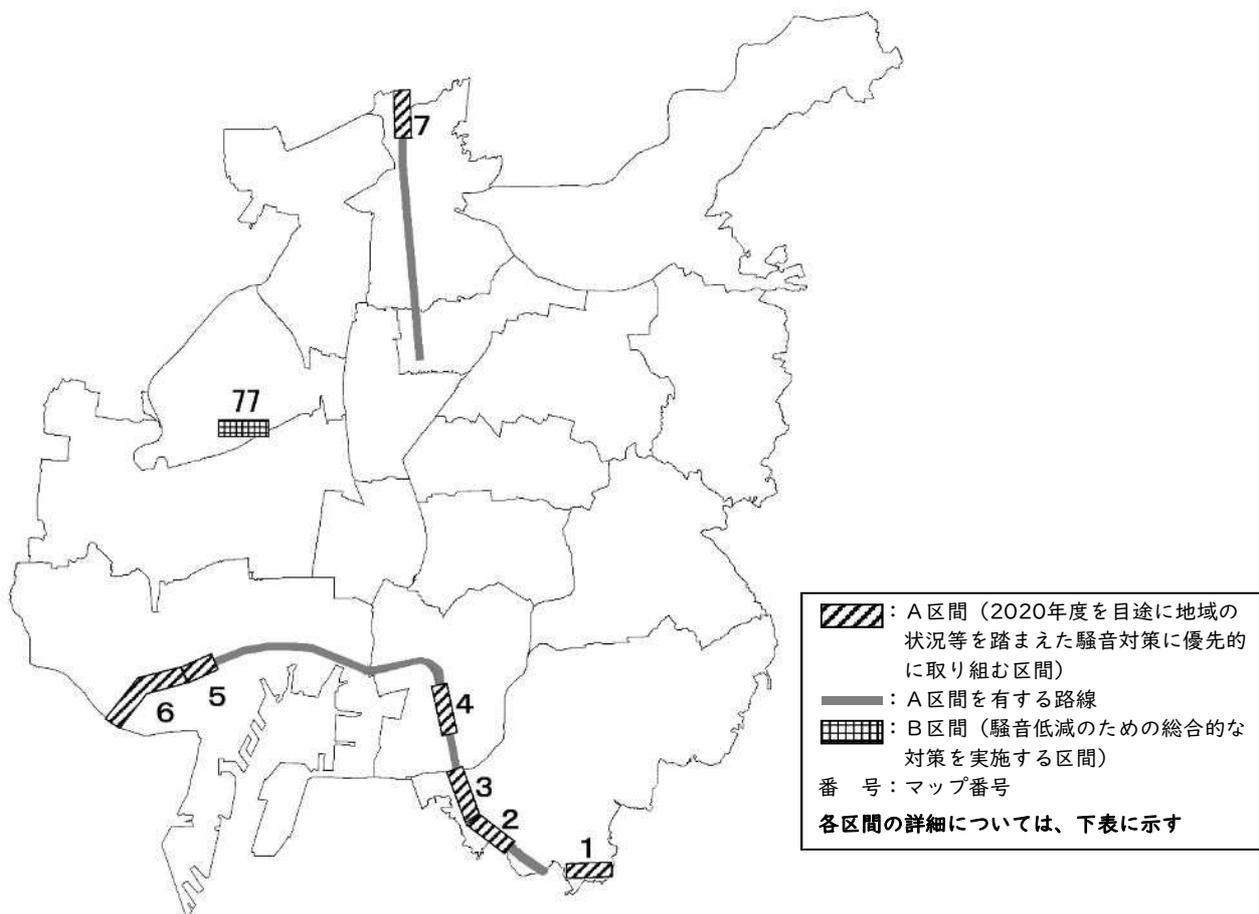
2 市長は、前項の規定による監視のほか、市域の環境の状況を把握するため、必要な測定調査を実施するよう努めなければならない。

3 市長は、前2項の規定による監視又は測定調査の結果明らかになった事項を、速やかに、公表しなければならない。

## 第2次自動車騒音優先対策マップ

(平成26年12月18日策定)

(平成30年12月21日更新)



### ○A区間

| 番号 | 路線名                  | 対象区間の始点の住所         | 対象区間の終点の住所      |
|----|----------------------|--------------------|-----------------|
| 1  | 国道23号<br>伊勢湾岸自動車道    | 緑区桶狭間南 (市境)        | 緑区野末町 (市境)      |
| 2  | 国道23号<br>名古屋高速3号大高線  | 緑区大高町茨谷山 (名古屋南JCT) | 緑区大高町熊野山 (大高IC) |
| 3  | 国道23号<br>名古屋高速3号大高線  | 緑区大高町熊野山 (大高IC)    | 南区鳴尾町河原 (天白川)   |
| 4  | 国道23号                | 南区丹後通5丁目 (丹後通)     | 南区弥次工町2丁目 (北頭)  |
| 5  | 国道23号                | 港区十一屋三丁目 (十一屋)     | 港区宝神五丁目 (宝神)    |
| 6  | 国道23号                | 港区宝神五丁目 (宝神)       | 港区藤前三丁目 (市境)    |
| 7  | 国道41号<br>名古屋高速11号小牧線 | 北区丸新町 (桶JCT)       | 北区新沼町 (市境)      |

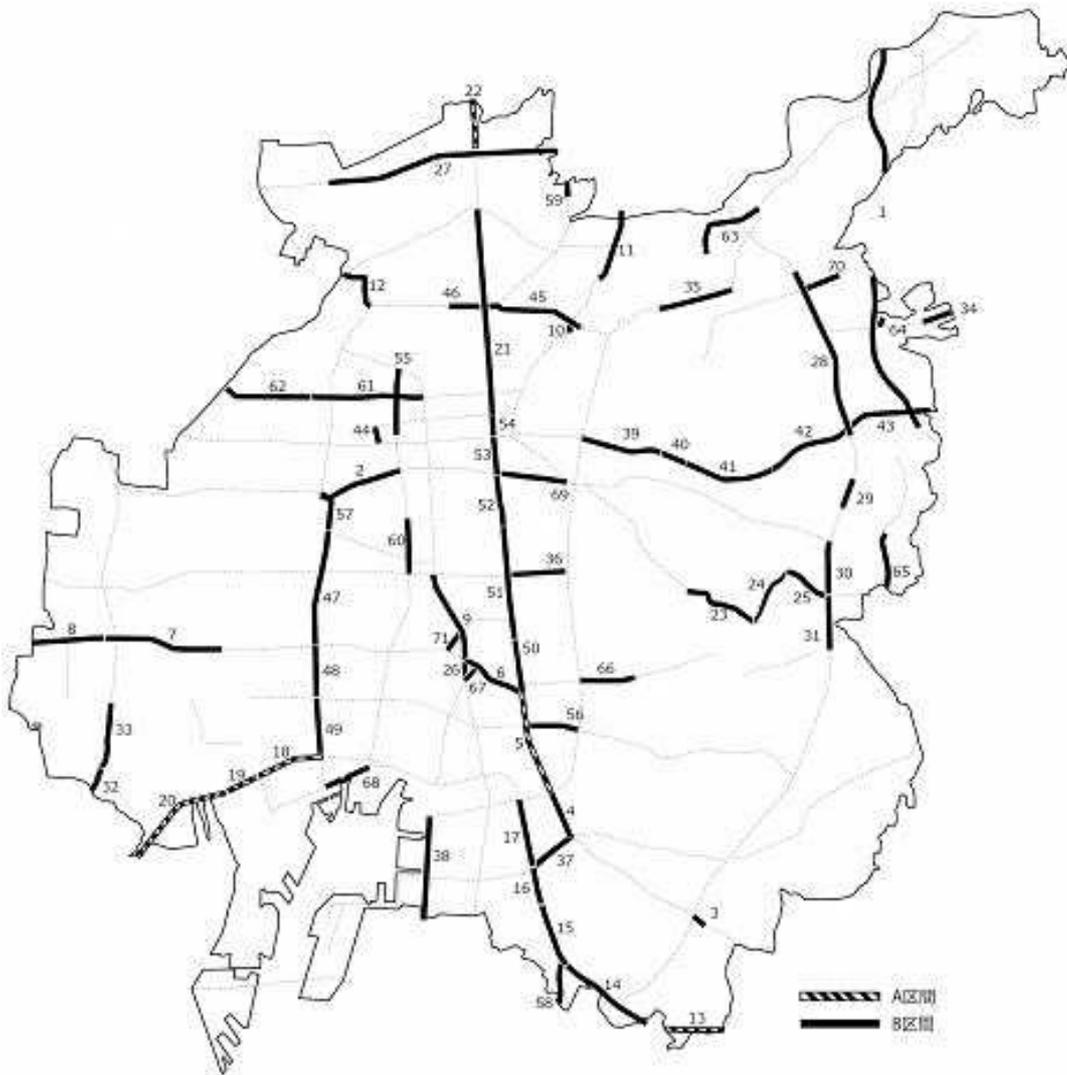
### ○B区間

| 番号 | 路線名                    | 対象区間の始点の住所       | 対象区間の終点の住所         |
|----|------------------------|------------------|--------------------|
| 77 | 津島七宝名古屋線<br>名古屋高速5号万場線 | 中村区畑江通9丁目 (岩塚駅前) | 中村区黄金通7丁目 (黄金跨線橋北) |

注)対象となる91区間のうち、測定結果が環境基準を超えており、早期の環境基準達成を図るため総合的な対策の効果が見込まれる区間について、優先順位等を定め随時マップを改定する。

## 第3次自動車騒音優先対策マップ

(令和3年1月25日策定)



## 【対象区間】

| 区分                     | 区間数  | 選定条件   |
|------------------------|------|--|
| 対象区間                   | 71区間 | 2019年度の評価において環境基準達成率(昼夜間)95%未満のセンサス区間                                      |
| A区間<br>(特に緊急に対策を進める区間) | 6区間  | 2019年度時点で名古屋市内の幹線道路沿道における直近の1日測定値が要請限度の値を超えたセンサス区間<br>(要請限度：昼間75dB、夜間70dB) |
| B区間                    | 65区間 | 第3次自動車騒音優先対策マップ対象区間のうち、A区間を除く区間  |

## A 区間一覧

| No. | H27 センサス<br>番号 | 路線名       | 始点     | 終点       |
|-----|----------------|-----------|--------|----------|
| 1   | 10050          | 一般国道 1 号  | 南区前浜通  | 瑞穂区河岸一丁目 |
| 2   | 10320          | 一般国道 23 号 | 緑区桶狭間南 | 緑区野末町    |
| 3   | 10410          | 一般国道 23 号 | 港区名四町  | 港区十一屋    |
| 4   | 10420          | 一般国道 23 号 | 港区十一屋  | 港区宝神     |
| 5   | 10430          | 一般国道 23 号 | 港区宝神   | 港区藤前     |
| 6   | 10480          | 一般国道 41 号 | 北区大我麻町 | 北区新沼町    |